



## 介護保険相談室

制度全般に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947  
介護保険料に関すること 税務課 市民税係 ☎ 43・6803

### 10月から本徴収がはじまります

年金から介護保険料があらかじめ天引きされている人は、年額を6回に分けて納めていただいています。納めていただく時期(納期)は、仮徴収期間においては4月・6月・8月の3回、本徴収期間においては10月・12月・2月の3回です。

介護保険料の年額は、本人や世帯員の住民税課税状況や本人の前年所得に応じて決定されますが、当該年度の住民税課税状況は、前年中の所得が確定する6月頃でなければ決定されません。

このようなことから、仮徴収期間においては、その年度に納めていただく介護保険料が決まらないため、前年度の本徴収期間に納めていた額を仮の保険料として設定することになります。これは、年間の保険料が確定した後に徴収することになれば、納期の回数も制限され、1期あたりの負担が重くなるため、年額保険料が決まる前の4月・6月・8月徴収分については、前年度の2月に徴収した金額と同程度の額を納めていただくことになっています。これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。これを本徴収といいます。

#### ●本徴収について

- ・本徴収の額は、年額保険料との調整などが生じることから、仮徴収期間に納めていた額と大きく異なることがあります。
- ・仮徴収期間までは、普通徴収(納付書による納付)で納めていても、10月から特別徴収(年金から天引き)になることがあります。

	1年間の介護保険料					
	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

## 市老連だより いきいき赤穂 No.7

坂越地区老人クラブ連合会

### 秋季行事について

坂越地区老人クラブ連合会では、例年行われている単位老人クラブ対抗の「輪投げ大会」を、今年は7月17日に開催予定でしたが、台風の影響で延期することになり、8月19日に開催されました。

「輪投げ大会」は、坂越地区体育館で行われました。大会前日までは暑い日が続いたため、当日も体育館は蒸し暑いのではないかと心配していましたが、曇り空になり、輪投げをするには丁度よい天気になりました。

当日は、6単位老人クラブから14チームが参加し、1チーム5人としての団体戦と、その後に参加者全員で個人戦が行われ、終了後は、来期も全員元気で会えることを願いながら散会しました。

今後の地区内の行事は、単位老人クラブ対抗の「フロアカーリング大会」を9月末に開催し、10月には坂越地区の「ふるさとまつり」の単位老人クラブ対抗グラウンドゴルフ大会に参加します。

赤穂市老人クラブ連合会主催の「しまなみ海道ウォーク」には、できるだけ多くの人に参加するように、人数を取りまとめている状況です。(谷 正行)



## 国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 「在職老齢年金」は賃金に応じて減額や停止されます

#### 相談Q

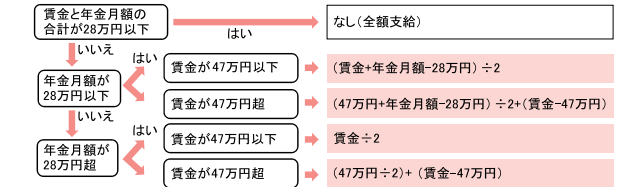
私の会社は60歳で定年ですが、退職後も老齢厚生年金を受給しながら(61歳から受給)、働きたいと思っています。働くとなんか年金はカットされますか？

#### A

厚生年金に加入しながら受給する老齢厚生年金を「在職老齢年金」と言います。在職老齢年金での在職とは、単に働くことではなく、厚生年金に加入して働くことを意味します。つまり、年金がカットされるのかどうかは、再就職先で厚生年金に加入するかしないかによって決まります。(カットされる金額の計算方法は図のとおりです。)

厚生年金に加入しないで働く場合は適用されません。

#### ●在職老齢年金(60～65歳未満)の減額の計算式



\*賃金「給料(標準報酬月額)+過去1年間のボーナス(標準賞与額)÷12」  
\*年金月額は加給年金を除く  
\*65歳以上では計算式が異なります

#### ●老齢厚生年金の支給開始年齢

	生年月日	定額部分の支給開始年齢	報酬比例部分の支給開始年齢
男性	S24.4.2～S28.4.1	65歳から老齢基礎年金が支給されます	60歳
女性	S29.4.2～S33.4.1		
男性	S28.4.2～S30.4.1	同上	61歳
女性	S33.4.2～S35.4.1		
男性	S30.4.2～S32.4.1	同上	62歳
女性	S35.4.2～S37.4.1		
男性	S32.4.2～S34.4.1	同上	63歳
女性	S37.4.2～S39.4.1		
男性	S34.4.2～S36.4.1	同上	64歳
女性	S39.4.2～S41.4.1		
男性	S36.4.2以降	65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給されます	
女性	S41.4.2以降		



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

健康保険を使って、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるときは、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。また、初診日より治療期間が経過したもの、又は3カ月を経過した時点でさらに施術が必要な場合は、あらかじめ同意書又は診断書が必要となります。

#### ◆はり・きゅう

##### ①健康保険が使える場合

- ・神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みのある疾患

##### ②健康保険が使えない場合

- ・保険医療機関(病院・診療所など)や柔道整復師から、同じ対象疾患の治療を受けている場合
- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予

防で行うもの

#### ◆あんま・マッサージ

##### ①健康保険が使える場合

- ・筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

##### ②健康保険が使えない場合

- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防で行うもの

自宅に往療してもらう場合の費用(往療料)は、疾病や負傷のため外出等が制限されているなど、真に安静を必要とするやむを得ない理由により施術所に出向き治療を受けることが困難な場合に限り、健康保険の支給対象となります。